

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の理由

近年の市場環境の変化に対応し、電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証に必要な情報を把握するため及び報告内容の一部について事業者の負担を軽減するため、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）について改正を行う。

2 改正の概要

① インターネット接続サービス、三・九ー四世代携帯電話アクセスサービス及び公衆無線LANアクセスサービスの報告対象契約数の見直し

【改正等を行う条項】

- ・ 報告規則様式第 7、様式第 12 及び様式第 14

【改正の内容】

事業者の負担軽減のため、所要の改正を行う。

② FTTHアクセスサービスの報告対象契約数の見直し

【改正等を行う条項】

- ・ 報告規則第 2 条第 1 項
- ・ 報告規則様式第 8 及び様式第 8 の 2

【改正の内容】

報告対象者及び報告対象内容を明確化するため、所要の改正を行う。

※上記のほか、関係規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行し、この省令による改正後の報告規則の規定は、報告期限が平成 30 年 7 月 1 日以降である報告から適用する。